

大阪広域水道企業団公告第 7 号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の 2 第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団千早赤阪水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和元年 5 月16日

大阪広域水道企業団企業長職務代理者
大阪広域水道企業団副企業長 松本 要一

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日
千早赤阪 第84号	上井谷設備 上井谷 順史	河内長野市上原西町35番16号	令和元年 5 月16日